< 統 計 資 料 >

平成28年11月1日

平成28年10月の型式試験等状況

1 型式試験実施状況

(1) 概況

遊技機種別	遊技機種別 受理件数		適合	不適合	みなし不適合		
ぱちんこ	7 4	5 3	2 5	2 8	0		
回 胴	6 9	8 2	3 8	4 4	0		
アレンジボール	0	0	0	0	0		
じゃん球	0	1	0	1	0		

(2)不適合事例 ア ぱちんこ等

ア ぱちん	こ等	
審査区分	不適合事項	理由由
設計書等審査	別表第4	普通電動役物に係る最大入賞数を正確に計測できない性能を有
	(1)ホ(口)	していた。
遊技機の試験	別表第4	演出用の模様が浮かび上がるパネルの反射等により、遊技球の
	(1)イ(二)	位置の確認及び遊技盤の構造の見通しが妨げられた。
	別表第4	試射試験の結果、短時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	(1)口(八)	
	別表第4	試射試験の結果、中時間出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	$(1)\square(\equiv)$	
	別表第4	試射試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
	(1)口(ホ)	試射試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。
	別表第4	特別図柄表示装置に表示される図柄が低確率図柄であるが、演
	(1)チ(イ)	出表示器に「確変」という遊技状態を表す用語を用い、あたかも
		高確率状態であるかのような演出を行っていた。
		演出表示器上で役物連続作動装置の作動回数を表す演出が、周
		辺基板で制御する可動物に隠れ判別できなかった。
		大入賞口に入賞したにもかかわらず、遊技球を獲得できない性
		能を有していた。
		普通電動役物が、その作動契機が発生したときに直ちに作動し
		ない性能を有していた。
		遊技の結果に影響を与える構造物の視認が困難又は容易に変動
		する性能を有していた。
		特定の領域が、周辺基板で制御している可動体と一体をなす構
		造物の内部に設けられていた。
	別表第4	試射試験の結果、普通電動役物が作動することとなる図柄の組
	(1)チ(ロ)	合せが表示される確率が入賞容易となるように変動している間の
		出玉率が1を超えた。
	別表第4	遊技くぎの配置が、遊技球の落下を著しく不規則にする構造を
	(2)ホ(イ)	持つものとなっていた。

イ 回 胴

イ 回 肺	<u>J</u>	
審査区分	不適合事項	理由
設計書等審査	別表第5	条件装置が作動している全ての遊技において、回転停止装置を
	(1)リ(イ)	作動させる時間にかかわらず条件装置に係る図柄の組合せを表示
		させる制御を可能とする性能を有していた。
		外部端子板から正確な情報を出力しない性能を有していた。
		第二種特別役物に係る役物連続作動装置作動時の遊技メダル等
		の獲得性能が、非作動時に比べて下がる性能を有していた。
	別表第5	停止ボタンの操作で回胴の回転速度を変化させることを可能と
	(2)イ(ロ)	する性能を有していた。
遊技機の試験	別表第5	シミュレーション試験の結果、短時間出玉率が規則で定める値
	(1)□(へ)	を超えた。
	別表第5	シミュレーション試験の結果、中時間出玉率が規則で定める値
	(1)口(チ)	を超えた。
	別表第5	シミュレーション試験の結果、長時間出玉率が規則で定める値
	(1)口(ヌ)	を超えた。
	別表第5	シミュレーション試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
	(1)ロ(ヲ)	シミュレーション試験の結果、連続役物比率が規則で定める値
		を超えた。
	別表第5	試射試験の結果、短時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	(1)口(ホ)	
	別表第5	試射試験の結果、中時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	(1)口(ト)	
	別表第5	試射試験の結果、長時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	(1)ロ(リ)	試射試験の結果、長時間出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第5	試射試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
	(1)口(ル)	試射試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。
	別表第5	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動中に第一種特別役
	(1)ホ(二)	が作動すると、第一種特別役物の作動確率が上昇する性能を有し
		ていた。
	別表第5	前の遊技の結果が再遊技でないとき、液晶表示器に回胴回転装
	(1)リ(イ)	置のレバーの映像を表示し、遊技者に遊技の結果が「再遊技」で
		あると誤認させる性能を有していた。
		周辺基板が制御する演出表示器により、作動した条件装置に係
		る図柄の組合せを表示することが最も容易な停止順と異なる停止
		順を表示する性能を有していた。
		周辺基板が、主基板からの信号に反する演出を行う性能を有し
		ていた。
	別表第5	図柄の外周枠部分の塗色と背景模様の塗色が類似し、その一部
	$(2)\Box(\Box)$	が背景模様と重なっていた。

ウ じやん球

審査区分	不適合事項	理	由
設計書等審査	別表第7	複数の条件連続装置が同	時に作動するため、遊技者がどの条件
	(1)リ(イ)	連続装置が有効なのか判断	できない性能を有していた。

2 型式試験受理等状況

(1)概況

遊技機種別	受理件数	持帰り件数	取消件数		
ぱちんこ	7 4	0	1 0		
回 胴	6 9	0	4		
アレンジボー ル	0	0	0		
じゃん球	0	0	0		

(2)取消事例

ア ぱちんこ等

- (ア)プログラムに不具合が発覚した。
- (イ)型式試験の申請予定を変更した。
- (ウ)遊技機の仕様に変更が生じた。

イ 回胴

- (ア)プログラムに不具合が発覚した。
- (イ)型式試験の申請予定を変更した。
- (ウ)類似機が適合した。
- (工)遊技機の仕様に変更が生じた。

型式試験実施状況・申請受理状況(平成28年)

1 型式試験実施状況

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	受 理 件 数	69	74	77	75	73	85	67	69	67	74			730
	結果書交付	54	73	88	79	58	94	69	81	70	53			719
ぱちんこ	適 合	26	28	49	41	27	45	24	35	29	25			329
	不 適 合	28	45	39	38	31	49	45	46	41	28			390
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	受理件数	45	43	82	49	48	60	69	74	74	69			613
	結果書交付	59	69	51	75	50	47	63	50	67	82			613
回胴	適 合	25	29	22	33	22	13	24	21	23	38			250
	不 適 合	34	40	28	42	28	34	39	29	44	44			362
	みなし不適合	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			1
	受理件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	結果書交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
アレンジボール	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	不 適 合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	受理件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			1
じやん球	結果書交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1
	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	不 適 合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

2 申請受理状況

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	受理件数	69	74	77	75	73	85	67	69	67	74			730
ぱちんこ	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	取消件数	12	3	6	12	7	11	15	12	4	10			92
	受 理 件 数	45	43	82	49	48	60	69	74	74	69			613
回胴	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0			1
	取消件数	2	2	0	3	1	1	3	4	3	4			23
	受理件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
アレンジボール	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	取消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
じやん球	受 理 件 数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			1
	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	取消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

- (注1) 持帰り件数とは、申請受理時の確認で書類の不備、試験用の遊技機の不具合などがあり、申請手続きを 中止して持ち帰った件数を示す。
- (注2) 取消件数とは、申請日時の予約を受け付けた後、申請日の前日又は当日に予約が取り消された件数を示す。
- (注3) 申請が取り下げられたものについては、受理件数を遡って修正している。